

西会津町農業委員推薦・募集要項

新しい西会津町農業委員を次のとおり募集します。

1. 募集人数

12人

2. 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで(3年間)

3. 身分

西会津町の特別職の非常勤職員

4. 職務内容

- ・農地の権利移動(貸し借りや売買等)、農地の無断転用の防止・解消など、農地法等に基づく農業委員会の権限に属する事項についての許可・指導などを農業委員会総会において審議します。
- ・農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止と解消、新規参入の促進等に伴う現地での調査・指導及び監視業務など。
- ・地域計画の実現に向けた農地の利用調整。
- ・会議(総会)は、毎月1回(毎月20日前後の平日)開催されます。

5. 報酬

- ・町の規定に基づいた基本給のほか、活動の実績に応じた額が支給されます。

6. 応募する者及び推薦を受ける者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

- (1) 破産手続きの決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 町内に住所を有しない者

(注1) 委員の過半数を認定農業者とすることとされています。

(注2) 青年・女性を積極的に登用いたします。

(注3) 農業分野以外の方の意見を反映させるために、農業委員会の所掌に属する事項に関して利害関係を有しない「中立委員」を1名以上募集します。

なお、「中立委員」は、特別な資格を求めるものではなく、農業に従事していない広範な方が当てはまります。また田畠の耕作をしていても、その農地の総面積が10アール(1反)未満であれば支障ありません。

7. 応募及び推薦に係る手続き等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、郵送または持参により、西会津町農業委員会事務局へご提出ください。なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

- ・本人が応募する場合 様式第1号
- ・個人（町内の農業者3名）、または自治区・農業関係法人・団体が推薦する場合 様式第2号

(2) 様式の入手方法

農業委員会事務局および新郷連絡所、奥川支所の窓口に備えるほか、次の町ホームページからもダウンロードできます。

「西会津町ホームページ」 <https://www.town.nishiaizu.fukushima.jp>

8. 受付期間

令和8年2月2日(月)から令和8年2月27日(金)まで(必着)

・持参される場合は、町役場開庁日の午前8時半から午後5時15分までに提出してください。

9. 選考方法

西会津町農業委員選考委員会を開催し、その審査結果をもとに町長が選任した委員について、町議会の同意を得たのちに町長が任命します。

結果については西会津町ホームページ等において公表し、申込者全員に文書で通知します。

10. 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒969-4495 西会津町野沢字下小屋上乙3308番地

西会津町農業委員会事務局（農林振興課内）電話 0241-45-4531

11. その他

- ・農業委員への応募・推薦と同時に「農地利用最適化推進委員」へも応募・推薦することができますが、任命されるのはどちらか一方となります(兼務はできません)。
また、この場合も様式はそれぞれに作成・提出してください。
- ・受付期間の中間及び受付期間終了後に、提出のあった応募及び推薦に係る書類をもとに、西会津町ホームページ等で候補者の住所・電話番号等以外の情報を公表します。